

第2期第6回 横浜市税制調査会

日時：平成27年6月29日（月）10時00分～12時00分

場所：市庁舎5階 関係機関執務室

1. 開会

10:00

2. 議題

10:05～11:55

(1) 本市における課税自主権の活用について

(2) 地方税における法人課税の在り方について

(3) その他

3. 閉会

12:00

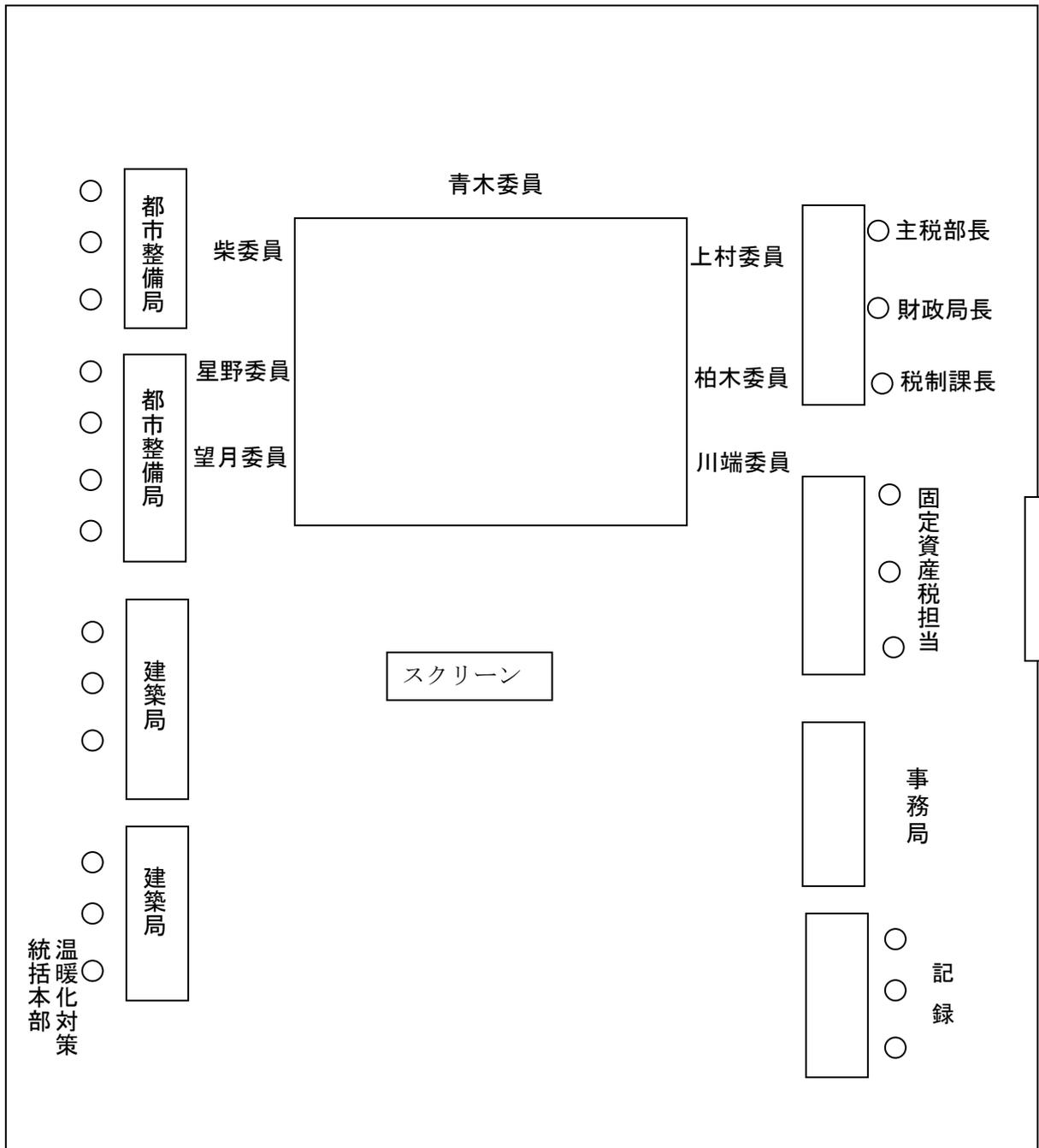
平成 27 年度横浜市税制調査会委員名簿

(敬称略、五十音順)

氏 名	所 属 等
青 木 宗 明	神奈川県大学 経営学部教授
上 村 雄 彦	横浜市立大学大学院 国際総合科学群教授
柏 木 恵	キャノングローバル戦略研究所 主任研究員
川 端 康 之	横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院教授
柴 由 花	常葉大学 法学部准教授
星 野 菜穂子	和光大学 経済経営学部准教授
望 月 正 光	関東学院大学 経済学部教授

【第2期第6回横浜市税制調査会 座席表】

平成27年6月29日（月） 10時00分から12時00分まで
市庁舎5階関係機関執務室



資料

(新築省エネ対策住宅に係る減額制度)

平成27年6月29日
横浜市財政局

新築省エネ対策住宅に係る減額制度の概要①

平成24年1月2日から平成28年1月1日までの間に建築された新築住宅のうち、『次世代省エネ基準』または『住宅事業建築主の判断の基準』に適合するものについて、当該住宅にかかる都市計画税を2分の1減額する。

1. 軽減の要件

住宅	1. 平成24年1月2日から平成28年1月1日までに新築されたもの 2. 評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）第5の5の5-1(3)の等級4に規定する省エネ基準に適合する住宅またはエネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条の5第1項に規定する認定低炭素建築物であること 3. 居住部分の割合が全体の床面積の2分の1以上であること（併用住宅の場合）	
床面積	専用住宅	居住部分の床面積が50㎡（一戸建て以外の貸家住宅は一区画が40㎡）以上280㎡以下
	併用住宅	居住部分の床面積が50㎡以上280㎡以下
申告書の提出	一定の省エネ基準に適合する住宅または認定低炭素建築物であることを証明する書類を添付して、新築された日から翌年の1月31日までに申告	

2. 軽減される範囲

120㎡以下の場合	2分の1
120㎡を超える場合	120㎡相当分について2分の1（120㎡を超える部分は減額されません。）

3. 軽減される期間

住宅の種類	減額期間
3階建以上の準耐火構造及び耐火構造住宅	新築後5年間
上記以外の住宅	新築後3年間

新築省エネ対策住宅に係る減額制度の概要②

「次世代省エネ基準」とは

住宅全体の断熱性能を規定した「性能基準」と、断熱材等の設計・仕様を規定した「仕様基準」の2つからなっている基準。具体的には、外壁・窓等を通しての断熱性や、冷暖房負荷の削減・断熱効果の保管等の気密性の確保等の基準を定めたもの。

＜＜証明書類及びその発行元＞＞

登録住宅性能評価機関が発行する[省エネルギー対策等級4]に該当する「住宅性能評価書」など

「住宅企業建築主の判断の基準」とは

『トップランナー基準』とも呼ばれ、建売戸建住宅を建築・販売する事業建築主に対し、その住宅について目指すべき省エネ性能を定めた基準（戸建住宅用の基準）。具体的には、外壁や窓等の断熱性能と、給湯設備や冷暖房設備等の建築設備の性能により、総合的に住宅の省エネ性能を評価するもの。

＜＜証明書類及びその発行元＞＞

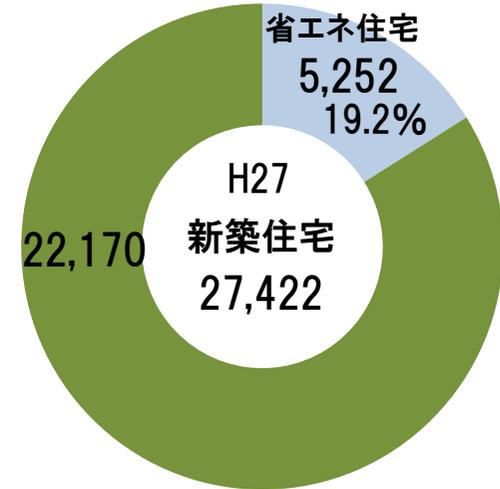
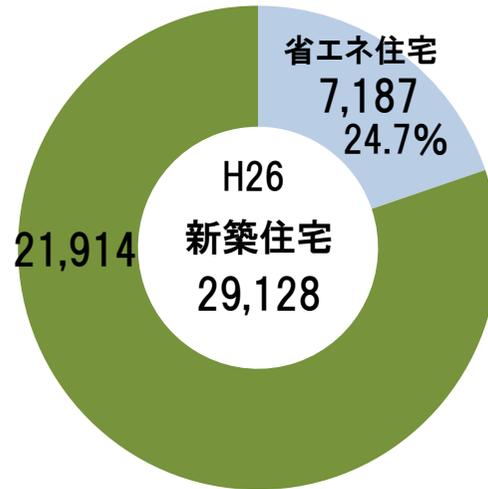
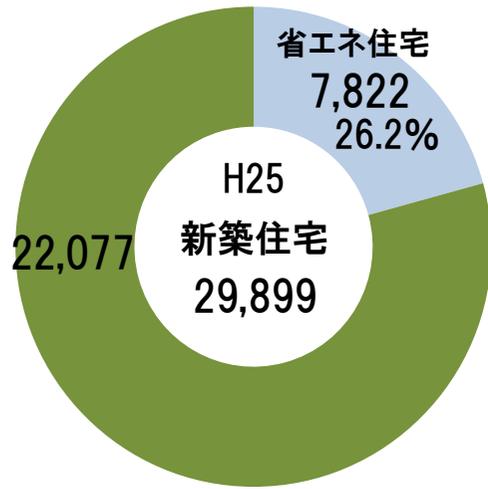
登録建築物調査機関が発行する「住宅事業建築主基準に係る適合証（住宅省エネラベル適合証）」など

地球温暖化対策等に寄与する政策税制についての中間報告（抜粋）

～ 平成23年7月 横浜市税制研究会～

- 住宅建築事業主の判断の基準に示される省エネ性能は、住宅全体としては、次世代省エネ基準よりも高い性能が求められるものであり、また、横浜市の省エネ住宅施策にも合致するものであることから、こうした住宅にインセンティブを与えることにより、個人だけでなく、建売戸建住宅を新築・販売する事業者に対しても省エネ住宅の建設を誘導できることとなるので、有意である。
- 政策税制の適用要件は、納税者が有意な行動を選択する際や、税務事務上の対象捕捉のために明確に定めることが必要であるが、住宅ローンの適用要件となっており、証明制度もあることから、納税者にとっても判りやすく、税務事務上の捕捉も容易である。
- 政策税制の導入にあたっては、他の政策手法と同様に、定期的に導入効果を検証し、税制を見直す機会が必要であるため、適用期限を設けるべきである。
- 今回の税制度では、実行計画の中期目標年である平成32年度までの中間年度の時期である平成28年度において効果測定を行い、適宜修正を講じた上で残りの期間で目標に近づけること等を検討すべきである。また、今後、税制改正において固定資産税の新築住宅減額措置の見直しの議論が行われる予定であるため、平成28年度以前の年度において効果測定を行うことも可能であると考えられる。

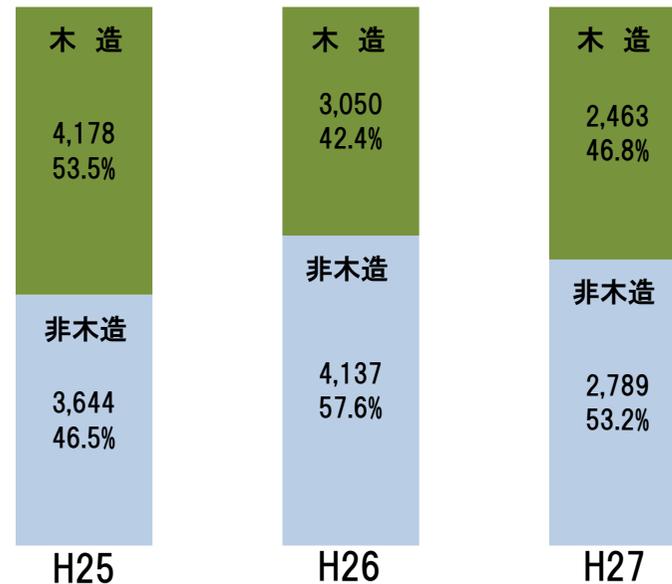
新築省エネ対策住宅に係る都市計画税の減額制度の状況 (平成25年度～平成27年度)



軽減税額の推移(単位：千円)

	H25	H26	H27
木造	34,309	24,644	26,850
非木造	50,464	54,845	35,810
計	84,773	79,489	62,660

省エネ住宅に占める木造・非木造の割合



省エネ住宅一戸当たりの床面積(単位：㎡)

	H25	H26	H27	平均
木造	92.1	94.0	93.8	93.3
非木造	76.1	78.7	74.1	76.3

新築住宅の省エネ化の推進について

税制調査会

平成27年6月29日

建築局

1 本市における新築住宅の省エネ化の位置づけ

(1) 環境未来都市・横浜（平成23年12月選定）

- 人口：3,719,535人
- 世帯：1,645,739世帯
(H27.6.1現在)
- 新築着工戸数：25,030戸
(H26年度)

▶ 低炭素・省エネ社会に向けて住宅の省エネルギー化を推進



脱温暖化モデル住宅推進事業
MINA GARDEN 十日市場



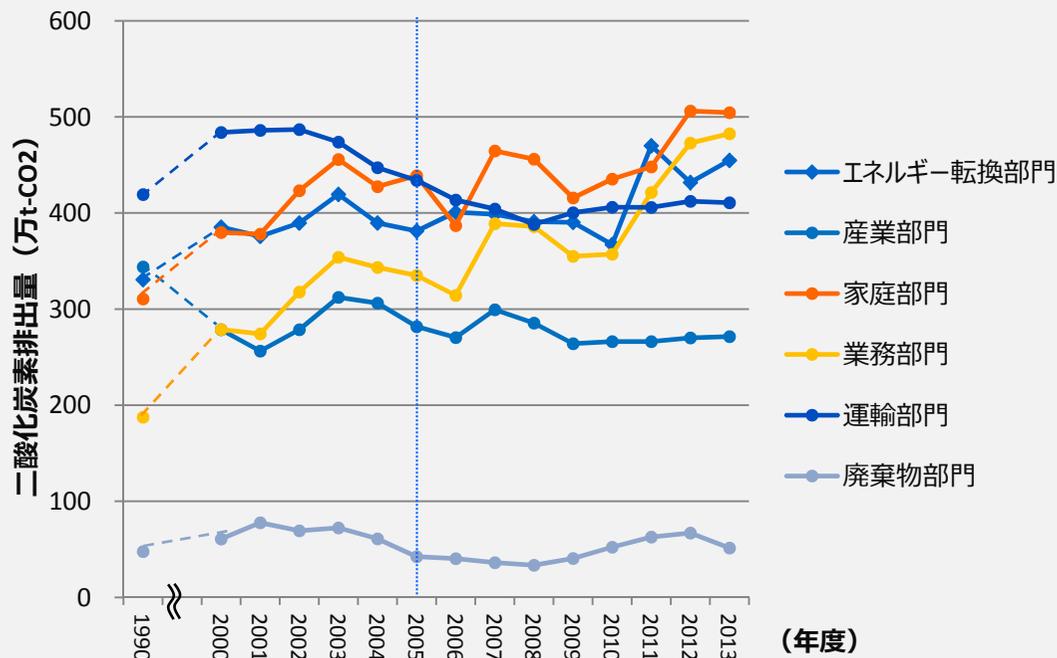
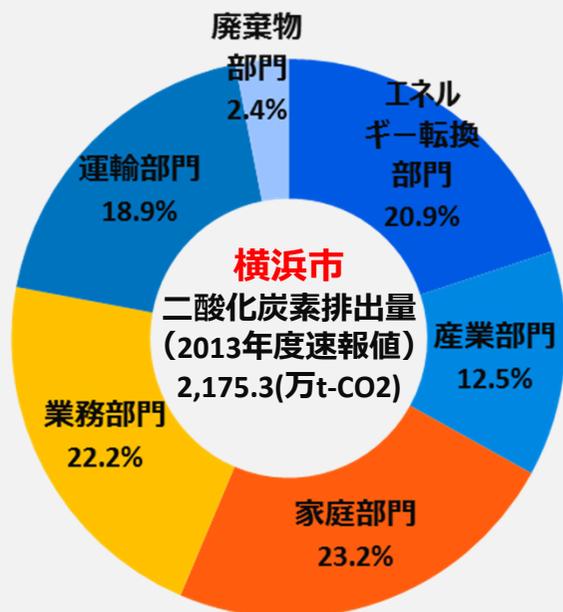
エコリノベーション事業
省エネ改修+ライフスタイル対応改修

1 本市における新築住宅の省エネ化の位置づけ

(2) 横浜市地球温暖化対策実行計画（平成26年3月改定）抜粋

取組方針

- ▶ 市域における家庭部門のCO2排出量は全体の約23%を占めているとともに、2005年度から2013年度までに約15%増の状況です。

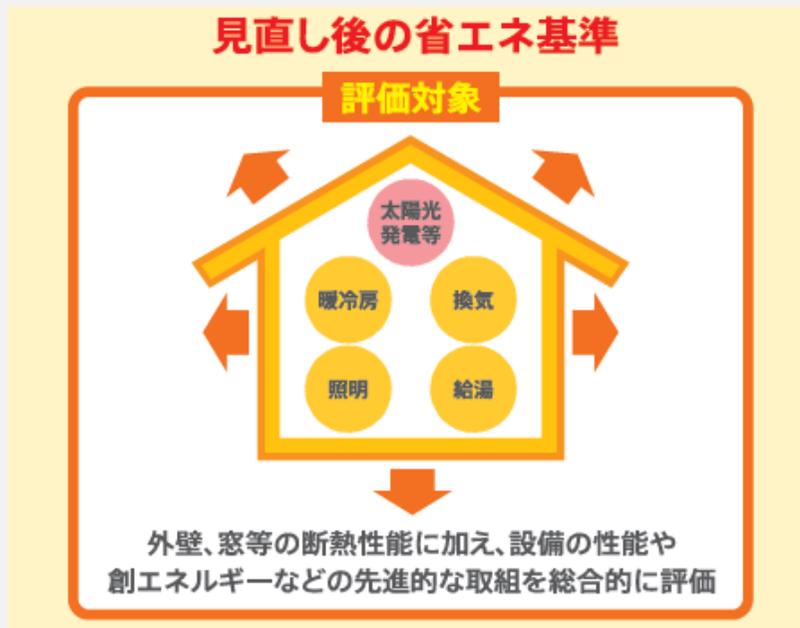


→家庭部門におけるCO2削減のためには、「断熱性能等に優れた省エネルギー型の住宅を増やす」必要があります。

1 本市における新築住宅の省エネ化の位置づけ

■ 参考：住宅の省エネ基準の概要

<出典：（一社）日本サステナブル建築協会 資料>



外皮性能に関する基準

ヒートショックや結露の防止など、居住者の**健康に配慮**した適切な温熱環境を確保する観点から、**H11省エネ基準レベルの断熱性**

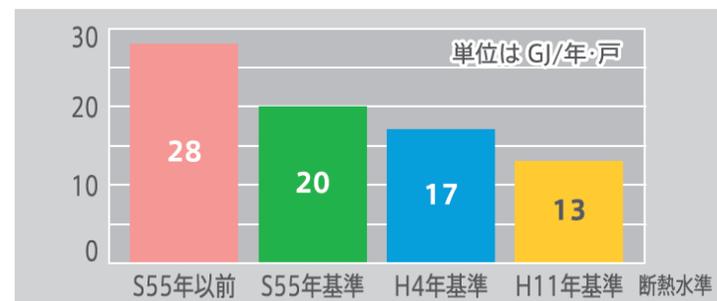


一次エネルギー消費量に関する基準

外壁や窓の断熱性と、以下の設備の性能を総合的に評価
 ・暖冷房 ・給湯 ・換気 ・照明
 ・太陽光発電等による創エネルギーの取組

暖冷房エネルギーの削減

断熱性を高くすると、開口部や外壁・屋根・床などから逃げ出す熱量を減らすことができます。平成11年基準の断熱性なら、昭和55年基準以前の断熱性を持つ住宅と比べ、暖冷房エネルギーは50%以上の省エネになります。その結果、小型の暖冷房機器にできるため、ランニングコストだけでなくインシャルコストの削減にもつながります。



年間暖冷房エネルギー消費量*の試算

*国交省において、一定の仮定をおいて試算

1 本市における新築住宅の省エネ化の位置づけ

(2) 横浜市地球温暖化対策実行計画（平成26年3月改定）抜粋

6-2 部門別緩和策 (1) 家庭部門 ①新築住宅の省エネ化・低炭素化

短期目標（2020年度）	事業量目標	削減見込み量
新築住宅（戸建）の100%が省エネ基準適合 ※	5.8 万戸	26,000 t-CO2
新築住宅（集合）の100%が省エネ基準適合 ※	9.8 万戸	42,000 t-CO2

具体化または検討する主な施策

- ・ CASBEE 横浜の推進
- ・ **省エネルギー型住宅の普及**（建築に係る税軽減、建築に係る低利融資の仕組み整備等のインセンティブ導入）
- ・ 低炭素建築物認定の推進
- ・ 長期優良住宅認定の推進
- ・ 住宅の省エネ化のPR、相談の拡充
- ・ 中小工務店の省エネ技術習得の支援
- ・ モデル住宅の建設・PRによる導入促進
- ・ 木造・木質化の推進（木材を利用することによる炭素の固定）

※ 国において、平成32（2020）年までに、新築住宅等の段階的な省エネ基準適合義務化を目標としており、これに合わせた形で設定。

1 本市における新築住宅の省エネ化の位置づけ

(3) 横浜市中期4か年計画（2014～2017）抜粋

施策3-3 環境未来都市にふさわしいエネルギー施策と低炭素なまちづくりの推進

施策の目標・方向性

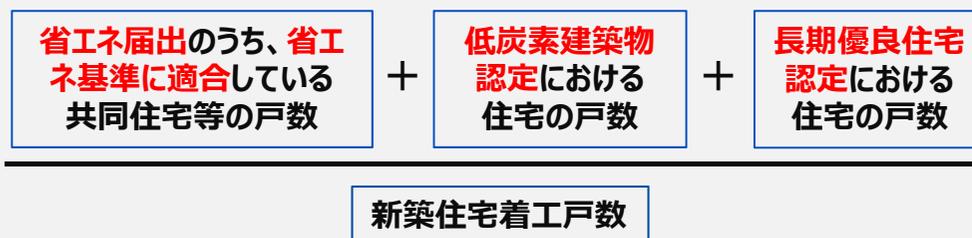
- ▶ 家庭、業務等のあらゆる部門において省エネの取組をさらに進めるとともに、**低炭素な住宅・建築物の普及**などを加速し、エネルギーの効率的な利用と低炭素なまちづくりを進めます。



指標	現状 (25年度)	目標値 (29年度末)
新築住宅のうち、 省エネに配慮した住宅の割合 ※	20%	30%

(25年度：約6,000戸 / 約30,000戸)

※



2 取組状況

(1) 普及啓発

- 省エネ届出講習会の開催
- 省エネ住宅相談員による相談・啓発
- CASBEE横浜の普及活動（イベントへの出展、セミナー・講習会等） 等

【参考】住宅の「省エネ届出」講習会

■ 平成27年3月18日、4月23日開催

1 横浜市の施策について

2020年までの段階的な省エネ基準適合義務化に向けて、横浜市の現状の課題や目標、住宅の省エネ対策の取組の必要性について説明。

2 届出の手続きについて

H25年基準に基づく「著しく不十分の基準」を説明。
また、届出時の注意点や、来年度からの手続きの変更点について説明。

3 省エネ計画書（性能基準）の作成方法について

講師をお招きし、住戸の計算書の作成方法、実際のプログラム入力に際して抜けやすいポイント等を中心に解説。

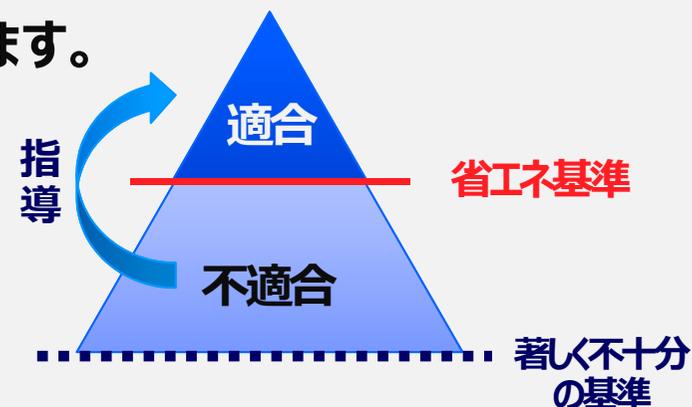


2 取組状況

(2) 省エネ法の届出に関する要綱を制定（平成27年4月1日施行）

1 建築主等への働きかけ

- ・省エネ法の届出（床面積が300m²以上の新築等）において、建築主に対して、「**適合**」または「**不適合**」の旨を**通知**します。
- ・**不適合**の建築物に対して、積極的に**指導**します。



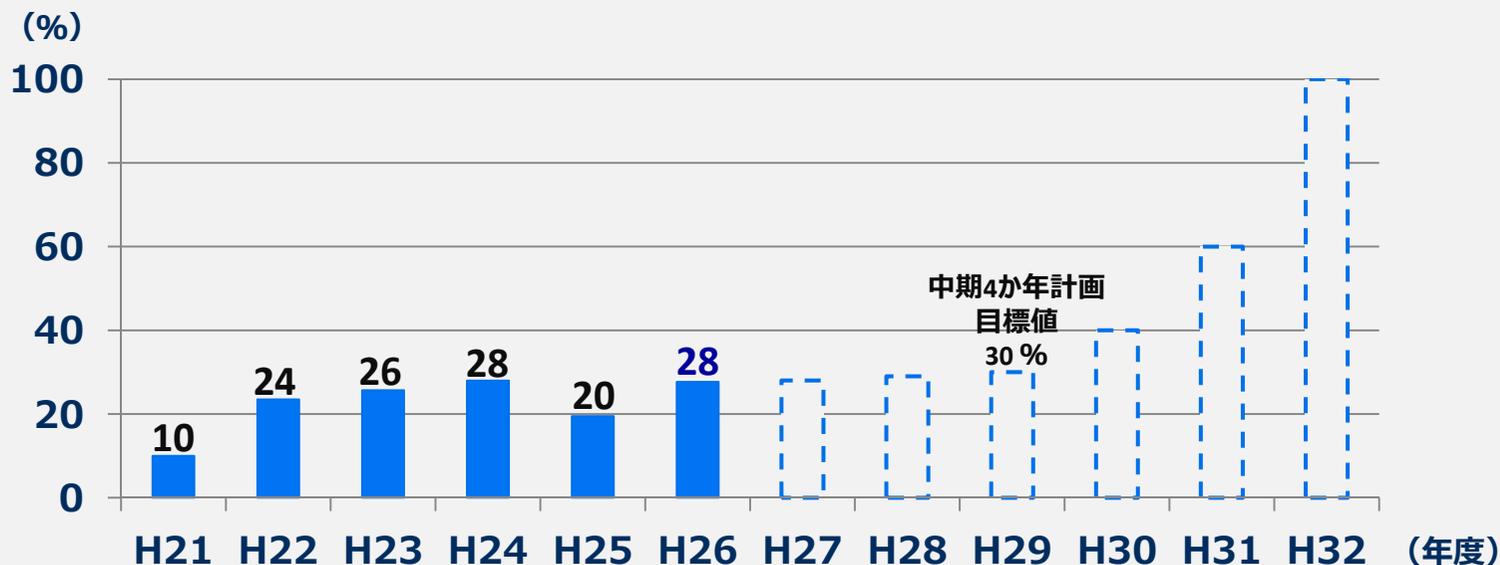
2 指示・勧告の基準の明確化

- ・指示及び勧告の対象となる「**著しく不十分の基準**」を定めます。

3 これまでの実績と今後の展開

(1) 新築住宅のうち、省エネに配慮した住宅の割合※ (推移)

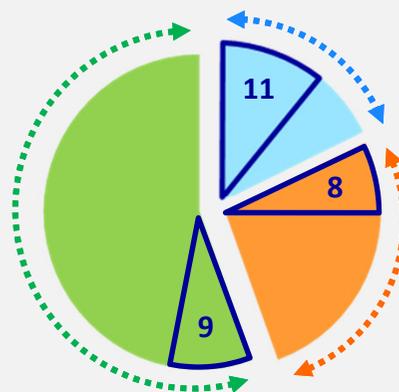
※算出式は p6 を参照



【参考】規模別にみた省エネに配慮した住宅の割合 (平成26年度)

- 大規模 (2,000㎡以上) 18%
- 中規模 (300㎡~2,000㎡) 27%
- 小規模 (300㎡未満) 55%

小規模建築物 (300㎡未満) のうち、
省エネに配慮した住宅の割合 **16%**



大規模建築物 (2,000㎡以上) のうち、
省エネに配慮した住宅の割合 **60%**

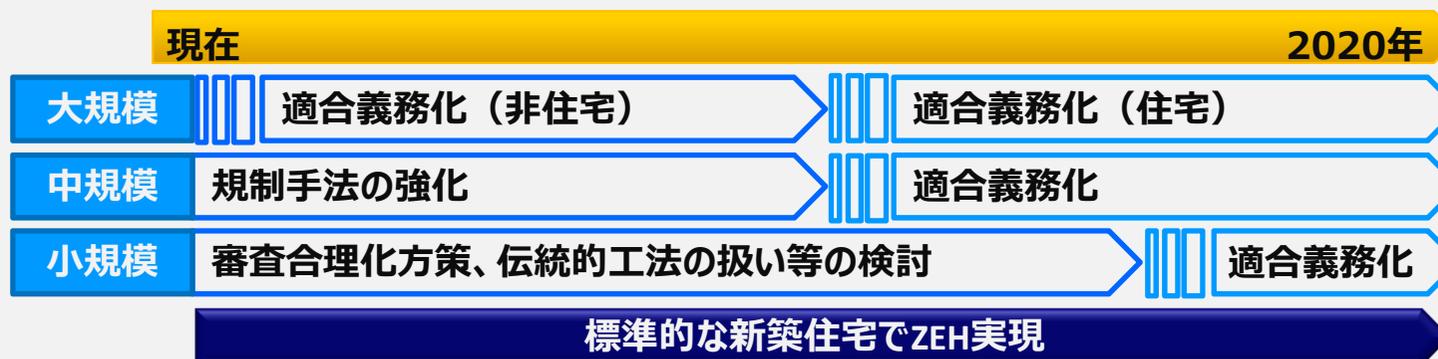
中規模建築物 (300㎡~2,000㎡未満) のうち、
省エネに配慮した住宅の割合 **30%**

3 これまでの実績と今後の展開

(2) 今後の展開

- ・新築住宅の省エネルギー対策（断熱性能）については、**省エネ**のみならず、ヒートショック対策、結露防止など、住む人の「**健康**」のためにも重要です。国が2020（平成32）年までに予定している省エネ基準への適合義務化を見据え、引き続き、**各種事業を通じた広報・啓発**を行います。
- ・省エネルギー対策住宅に係る**都市計画税の減額措置**は、本市における新築住宅の省エネ化の推進に寄与していると考えており、**今後も継続していきたい**と考えています。

■ 新築住宅・建築物の省エネ基準適合義務化スケジュール



※住宅・建築物の省エネルギー対策に関する工程表（国土交通省：H27.1）を参考に作成

資 料

(地域決定型地方税制特例措置(いわゆる「わがまち特例」)における条例で定める特例割合の設定の考え方)

平成27年6月29日
横浜市財政局

平成27年度税制改正におけるわがまち特例の延長について 【固定資産税・都市計画税】

○特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設に対して講じる償却資産のわがまち特例について、適用期限を3年延長。

【固定資産税・都市計画税】

対象資産	特例率等	導入時の割合設定の考え方	適用件数
雨水貯留浸透施設	<u>2/3を参酌して1/2以上5/6以下で市町村の条例で定める割合を乗じて得た額</u> （現行:2/3）	施設の設置に係る本市の許可基準は、国が定めた特定都市河川浸水対策法の許可基準となっているため	なし

○下水道法に規定する下水道除害施設に対して講じる償却資産のわがまち特例について、適用期限を3年延長。

【固定資産税】

対象資産	特例率等	導入時の割合設定の考え方	適用件数
下水道除害施設	<u>3/4を参酌して2/3以上5/6以下で市町村の条例で定める割合を乗じて得た額</u> （現行:3/4）	施設の設置に係る本市の水質基準は、国が定めた下水道法の水質基準と同等と認められるため	適用:2件 軽減:12千円

○都市再生特別措置法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫に対して講じる家屋のわがまち特例について、適用期限を2年延長。

【固定資産税】

対象資産	特例率等	導入時の割合設定の考え方	適用件数
管理協定を締結した協定倉庫	<u>2/3を参酌して1/2以上5/6以下で市町村の条例で定める割合を乗じて得た額</u> （現行:2/3）	本市の区域内で本特例に該当する備蓄倉庫が整備された場合には、都市再生特別措置法で規定された措置を直接適用するため	なし

平成27年度税制改正におけるわがまち特例の導入について 【固定資産税・都市計画税】

○都市再生特別措置法に基づき認定事業者が取得する公共施設等に係る課税標準の特例措置について、わがまち特例を導入した上、適用期限を2年延長。

【固定資産税・都市計画税】

対象資産	対象地域	特例率等
公共施設及び一定の都市利便施設の用に供する家屋及び償却資産	都市再生緊急整備地域	<u>3/5を参酌して1/2以上7/10以下で市町村の条例で定める割合を乗じて得た額</u> (現行:3/5)
	特定都市再生緊急整備地域	<u>1/2を参酌して2/5以上3/5以下で市町村の条例で定める割合を乗じて得た額</u> (現行:1/2)

※具体的な対象資産:(公共施設)公園、広場等 (都市利便施設)緑化施設、通路

【不動産取得税】(参考)

対象資産	対象地域	特例率等
土地及び家屋	都市再生緊急整備地域	<u>1/5(1/5を参酌して1/10以上3/10以下で都道府県の条例で定めた場合はその割合)を控除</u> (現行:1/5)
	特定都市再生緊急整備地域	<u>1/2(1/2を参酌して2/5以上3/5以下で都道府県の条例で定めた場合はその割合)を控除</u> (現行:1/2)

○管理協定が締結された津波避難施設に係る課税標準の特例措置について、わがまち特例を導入した上、適用期限を3年延長。

【固定資産税】

対象資産	特例率等
津波避難施設等	<u>1/2を参酌して1/3以上2/3以下で市町村の条例で定める割合を乗じて得た額</u> (現行:1/2)

※具体的な対象資産:(家屋)管理協定の対象となる津波避難施設のうち避難の用に供する部分、(償却資産)誘導灯、誘導標識、自動解錠装置

○新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る税額の減額措置について、わがまち特例を導入した上、適用期限を2年延長。

【固定資産税】

対象資産	特例率等
サービス付き高齢者向け住宅	<u>2/3を参酌して1/2以上5/6以下で市町村の条例で定める割合を減額</u> (現行:2/3)

わがまち特例の「条例で定める割合」を判断する際の考え方について

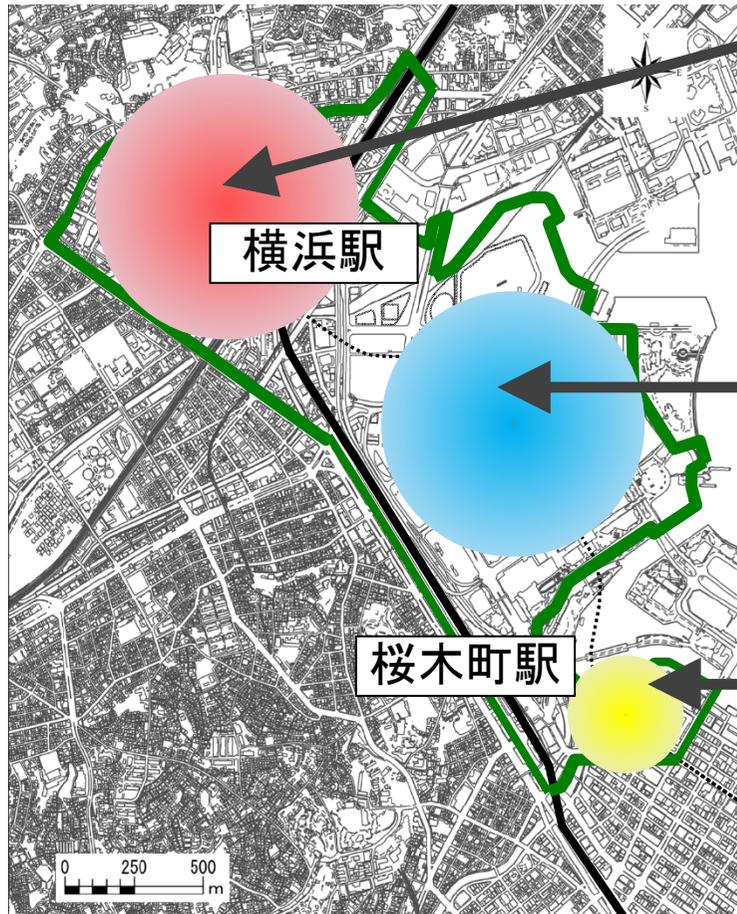
わがまち特例における条例で定める軽減割合の設定の考え方

- 「条例で定める割合」については、対象資産に係る国の施策と市の施策との関連性や、法令による規制等と条例等による規制等との比較考量を行って、総合的に判断して、決定すべきである。
- 地方自治体の自主性を高める・意識を高めるということは、望ましい方向性であるが、実態としては、掛け声倒れである。特例の対象が限定的で地方の望んでいるものとは言えず、これまで導入されたものもあまり自主性を発揮できるものでなく、かつ、参酌割合に依拠せざるを得ないようなものとなっており、現実の制度は、実効性に乏しいのではないか。これまで以上に地方自治体の意見を入れつつ、特例の対象を地方自治体の意向に沿った形で拡大するべきである。

【平成26年度税制改正から生じる課税自主権の諸問題についての意見(横浜市税制調査会、平成26年3月31日)】

参酌基準に依らない割合を定める場合の考え方について

都市再生特別措置法に基づく特定都市再生緊急整備地域
「横浜都心・臨海地域」



■ 横浜駅周辺地区

エキサイトよこはま22計画に基づき、
世界の人々の交流拠点・国際都市の玄関口にふさわしい魅力に満ちた、安全なまちとなるため、まちづくりを進めている。

■ みなとみらい21地区

業務集積による国際競争力強化や、
観光・MICE機能の拡充をいかして、さらなる**グローバル企業**等の誘致を加速。

■ 北仲通地区

業務機能や**都心居住機能**を積極的に誘導するとともに、**地域資源の持つ創造性**を生かして、個性的なまちづくりを進める。

参酌基準に依らない割合を定める場合の考え方について

都市再生特別措置法に基づく特定都市再生緊急整備地域 「横浜都心・臨海地域」

■本施策の必要性

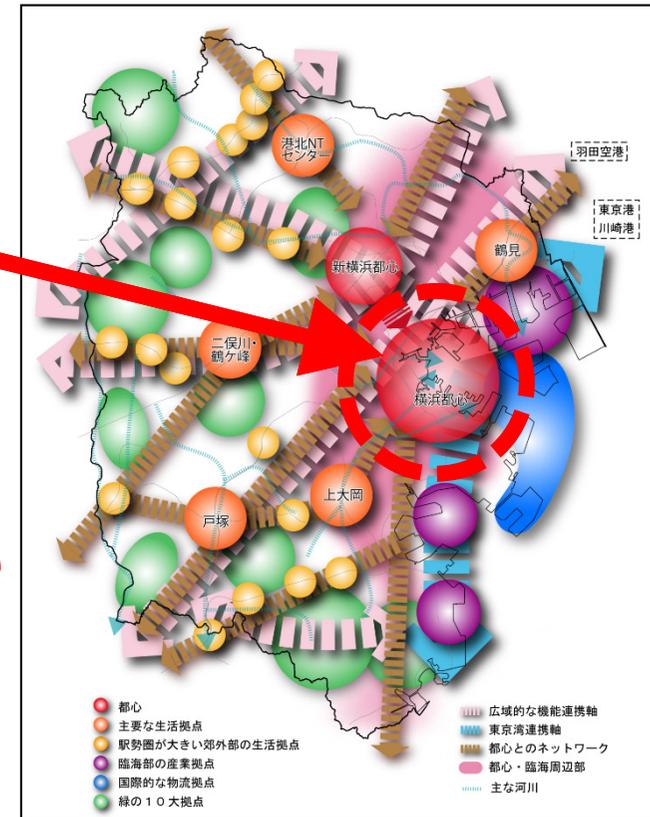
【当地域の政策的位置づけ】

●都市計画マスタープラン (全体構想)(H25.3)

『横浜都心と新横浜都心においては、**市の中核としての基盤整備や高次の業務、商業、文化、観光、交流など更なる機能集積**を図り、互いに機能補完をしながら地区特性に応じた都心部を形成します。』

●都心臨海部再生マスタープラン(H27.2)

『2050年に向けたまちづくりにおいて**「人々に選ばれる都心となる」**ことが、**横浜の活力を高めていくうえで重要となります**。そのため、都心臨海部では2050年に向け、これまでのまちづくりではぐくまれてきたポテンシャルを生かし、横浜独自の魅力を更に伸ばすとともに、人々に選ばれるためのまちづくりを戦略的に展開し、活力ある都心の形成を目指します。』



参酌基準に依らない割合を定める場合の考え方について

都市再生特別措置法に基づく特定都市再生緊急整備地域 「横浜都心・臨海地域」

■本施策の有効性

本件(固定資産税・都市計画税の課税標準控除)にかかる民間都市再生事業計画について、今まで**みなとみらい21地区**で3件の実績がある。

この支援がさらに拡充されることにより、同地区や、大規模な民間開発事業が予定されている**横浜駅周辺地区**等における民間開発を早期かつ強力に誘引できる。

■本施策の相当性

当地域の街づくりでは、公共施設や避難施設、駐車場その他の建築物の利用者及び都市の居住者等の利便の増進に寄与する施設について、公共による整備のみならず、**規制誘導を通じた民間開発を通じて**実現していくものである。

本件による支援を活用することにより、これら**民間開発による公共施設の整備**をさらに促進することができる。

資 料

(地方税における法人課税のあり方について)

平成27年6月29日

横浜市財政局

第2期横浜市税制調査会の諮問事項

1 諮問事項

横浜市の政策目標の実現に向けた課税自主権の活用上の諸課題等について意見を求めます。

2 趣旨

本市では、これまで「横浜みどり税」や「横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例」を初めとする、政策目標の実現に向けた課税自主権の活用を行ってきたところです。

一方、平成26年度税制改正大綱では、「地方・地域の元気なくして国の元気はない」という考え方の下、魅力あふれる地域を作ることができるよう、地方分権を推進し、その基盤となる地方税の確保に努めることとされています。また、更なる法人住民税の一部国税化や実効税率の引き下げなど、現在国において税制改正の議論がされています。

このため、本市としては、こうした国の動きも踏まえ、課税自主権の活用上の考え方などについて、意見を求めるものです。

- 地方税における法人課税のあり方
 - (1) 直近の税制改正における法人税改革の内容
 - (2) 税源の偏在と自治体間の格差
 - (3) 大都市に特有の税収・税源と財政需要
 - (4) 法人課税の地方税としての適性

- 地方財政調整の変容(交付税から「水平調整」へ)

地方法人課税の論点

○ 地方税における法人課税のあり方について

(1) 直近の税制改正における法人税改革の内容

- * 法人住民税の一部の国税化と、地方交付税の財源化をどのように評価するか？

(道府県に関する地方法人特別税の法人事業税への復元との「見合い」との説明)

- ・ これは課税自主権の圧縮、国への税源の逆移譲として批判すべきではないのか？
- ・ これは法人課税の「共同税化」と言えるか？もしもそうであるなら、どう評価すべきか？

- * 法人実効税率の引下げをどう評価するか？

(法人税率引下げ、法人事業税の外形標準課税の拡大、課税ベースの拡大)

- ・ 経済浮揚策としての法人税減税をどのように評価すべきか？
- ・ 国の経済政策を地方自治体は無条件に受け入れねばならないのか？
- ・ 自治体財政に影響を与える政策を国が一方的に決めるのはあまりに集権的に過ぎるのではないのか？
国政の決定に地方が影響力を及ぼせるシステムを作るべきではないか？
- ・ 欧州諸国のように、自治体財政に対する国の政策の悪影響は全額国が補てんすべきではないのか？
- ・ 国際競争力のために法人実効税率の引下げが必要なのであれば国税で行うべきではないのか？

地方法人課税の論点

○ 地方税における法人課税のあり方について

(2) 税源の偏在と自治体間の格差

- * 国の言う「偏在」は本当に解消されるべき問題点なのか？
 - ・ 税源の偏在自体が問題なのか？それとも財源不足の自治体が生じることが問題なのか？
後者であれば、それは地方財政調整の問題なのではないのか？
- * 税源の偏在は程度に応じて問題になるのか？どの程度偏在すると問題になるのか？
 - ・ 偏在にはこれ以上許されない限界があるのか？あるとすれば何を基準に判断するのか？
 - ・ 税源の偏在だけをみて限界を判断するのは誤りではないのか？
財政需要の相違を無視して税源の相違だけ問題視するのは間違いではないか？

(3) 大都市に特有の税収・税源と財政需要

- * 大都市には他の市町村よりも大きな特有の財政需要がある以上、税収と税源が大都市に偏るのは当然のことであって、問題にされるべきではないのではないか？
- * 大都市には他の市町村に存在しない税源があると同時に大都市特有の財政需要が存在する以上、大都市には新税の創設を含む特別な課税をより広範に認めるべきではないか？

地方法人課税の論点

○ 地方税における法人課税のあり方について

(4) 法人課税の地方税としての適性

- * 法人課税は地方税としての相応しくなく、適格性を欠くのか？
 - ・ 法人課税の偏在性と景気感应性が高いことを理由に地方税として相応しくないと主張するのは誇張であり、極論ではないのか？
- * 自治体の行政と法人の事業活動とを繋ぐ唯一の「連絡手段」である地方の法人課税をなくしてしまうと、法人は単純に環境を汚染する迷惑施設になってしまい、自治体が法人の立地を拒むケースも多発するのではないか？
- * 地方の法人課税をなくすと、各自治体が現状では大きな予算を割いている法人向け(法人の従業員を含む)の行政サービスを縮減・廃止するのが当然のこととなるのではないか？
- * 地方税としての法人課税がなければ、各自治体が地域活性化に努力するインセンティブは失われてしまうのではないか？ 失われた結果として、経済政策も地域活性化もすべては国の政策頼りという、まさに集権国家になるのではないか？
- * 地方税としての法人課税がなければ、経済成長からの「果実」はまったく自治体に入らない、つまり換言すれば、経済成長に伴う増収はすべて国の懐に入ることになり、地方の自主性は大きく弱体化するのではないか？

地方法人課税の論点

○地方財政調整の変容(交付税から「水平調整」へ)

(1)

*

資 料

(地方税における法人課税のあり方について)

【別紙】

平成27年6月29日

横浜市財政局

法人住民税の一部国税化の経過①

平成24年8月の税制抜本改革法において、「地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すこと」とされました。

参考) 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(抄)[平成24年8月]

第7条

5 地方税制については、次に定めるとおり検討すること。

ロ 税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する。

法人住民税の一部国税化の経過②

消費税率(国・地方)8%段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を国税化し、地方交付税原資化。

○法人住民税法人税割の税率の改正 [] : 制限税率

道府県民税: 5.0% [6.0%] → 3.2% [4.2%] (▲1.8%)

市町村民税: 12.3% [14.7%] → 9.7% [12.1%] (▲2.6%)

○地方法人税の創設

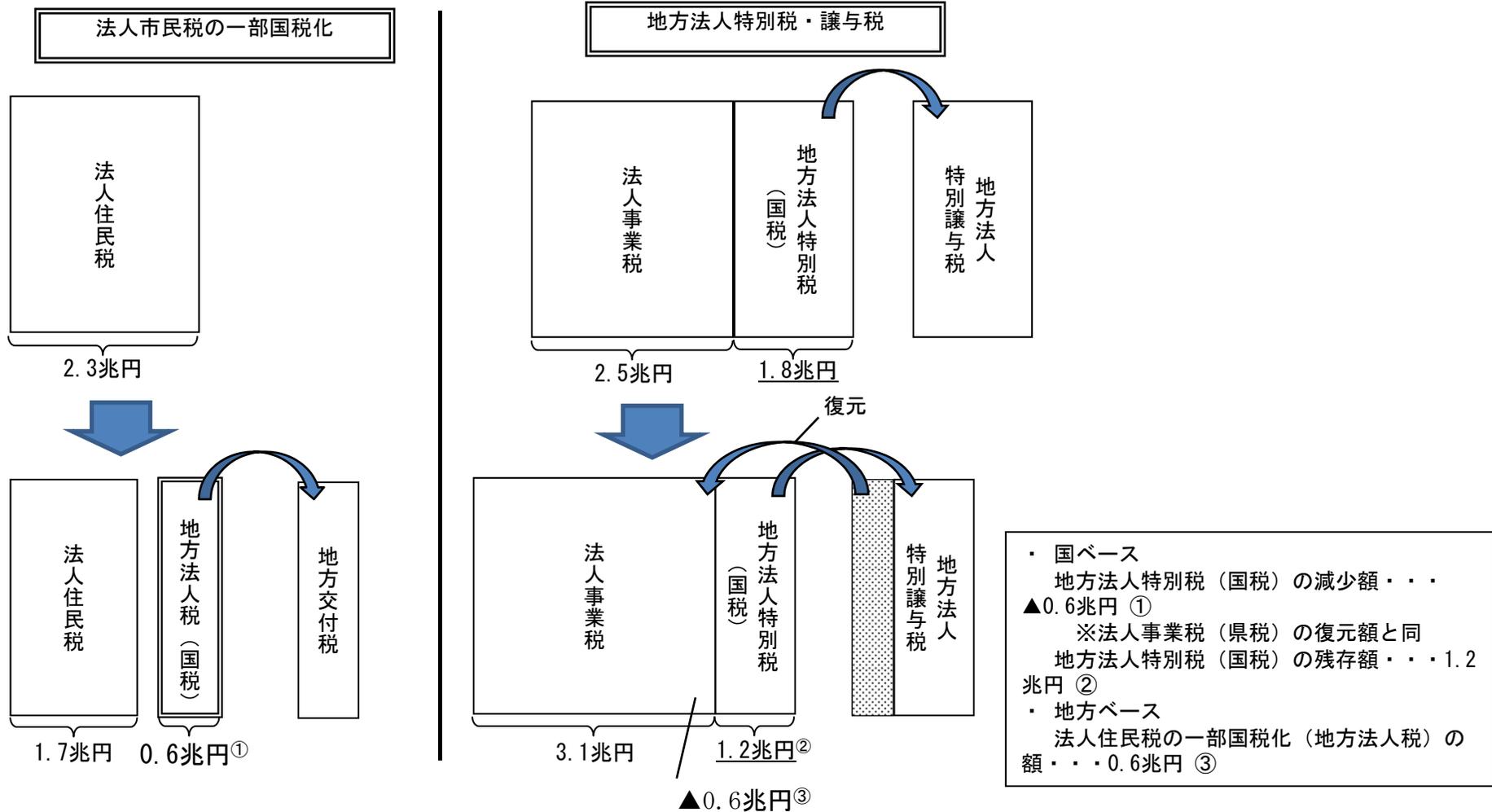
法人税額を課税標準とし、税率は4.4%(法人住民税の税率引下げ分相当)。

消費税率(国・地方)10%段階においては、法人住民税法人税割の交付税原資化をさらに進める。また、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討。

(出典:平成26年度与党税制改正大綱)

26年度税制改正による地方法人課税見直しのスキーム

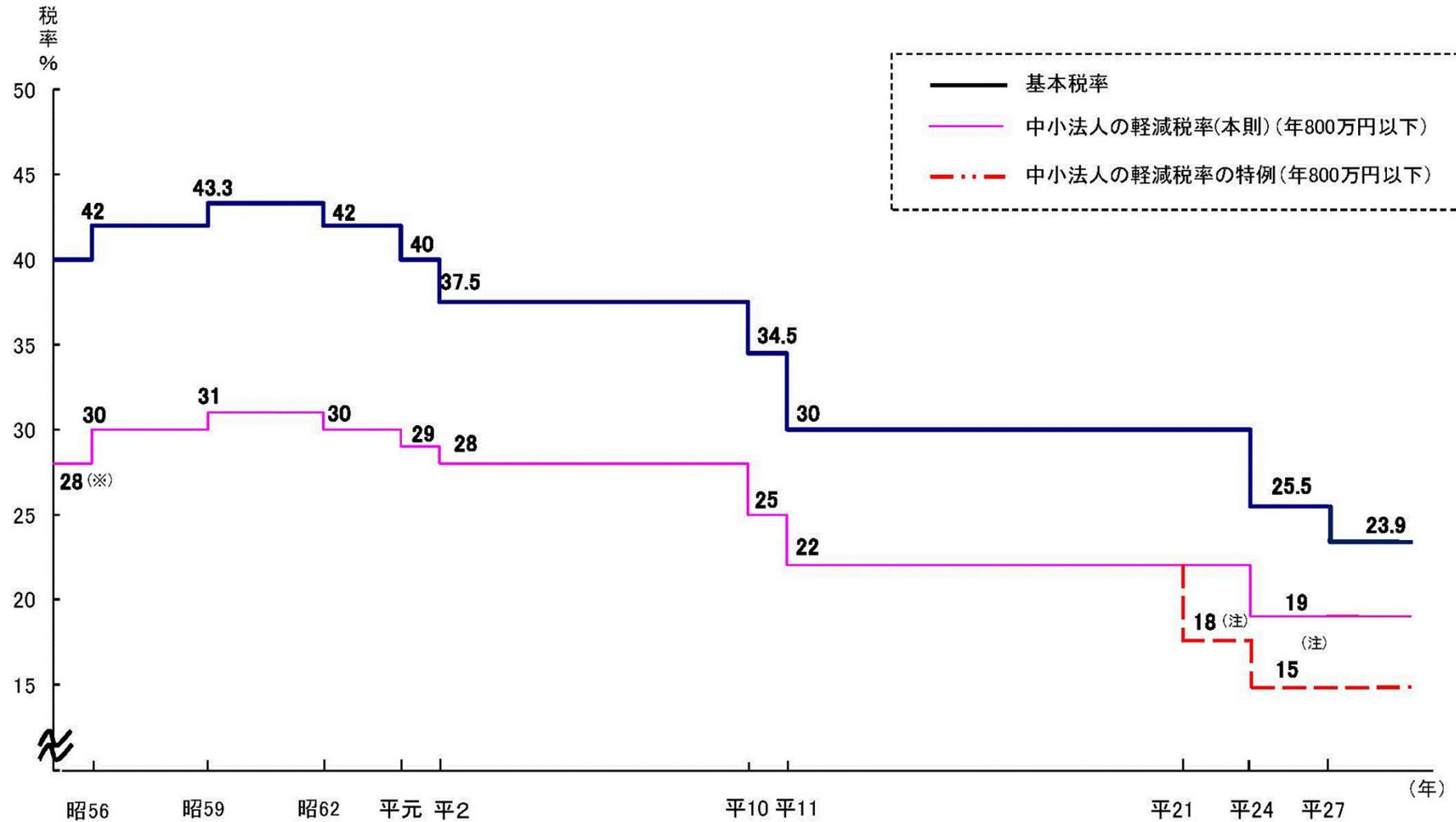
法人住民税の一部国税化は、法人事業税の一部復元と同規模で行われた。



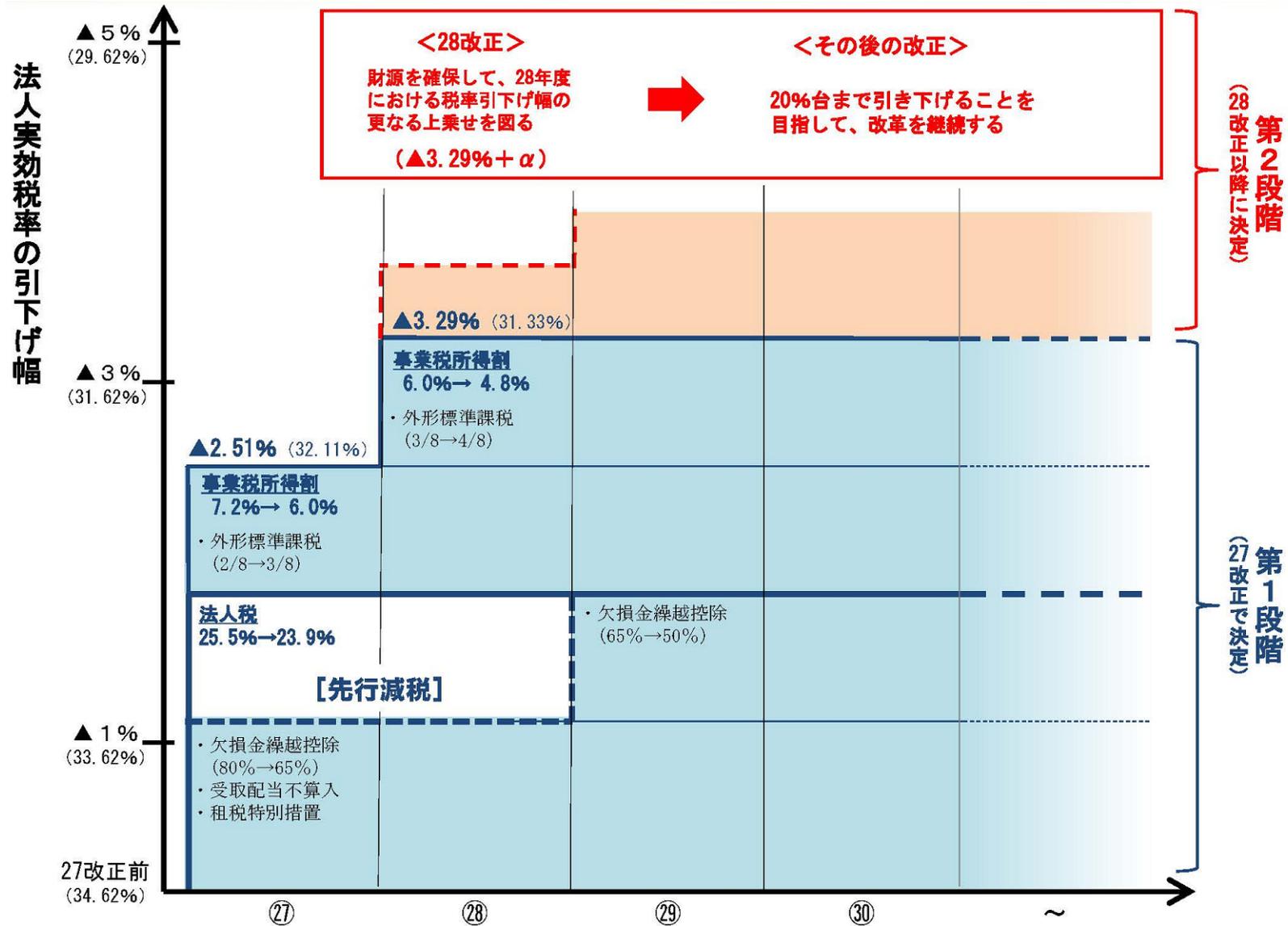
法人実効税率の引き下げについての経過

- 今般の法人税改革は、法人課税を成長志向型の構造に変えるもの。より広く負担を分かち合い、「稼ぐ力」のある企業や企業所得の計上に前向きな企業の税負担を軽減する。
 - 企業の収益力改善に向けた投資や新たな技術開発等への挑戦がより積極的になり、それが成長につながっていく。
 - 改革を通じて、企業が収益力を高めれば、継続的な賃上げが可能な体質となり、より積極的な賃上げへの取組みが可能となる。
- 27年度を初年度とし、以後数年で、法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指す。
 - ・ 27年度改正において、先行減税分を含めて、27年度▲2.51%、28年度▲3.29%の引下げを決定。[第1段階]
 - ・ 28年度改正においても、課税ベースの拡大等により財源を確保して、28年度における税率引き下げ幅の更なる上乘せを図る。(▲3.29% + α)
 - さらに、その後の年度の税制改正においても、引き続き、法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指して、改革を継続する。[第2段階]
- 27年度改正においては、税率引下げとあわせて「欠損金繰越控除の見直し」や「外形標準課税の拡大」などの改革を行う。
- 地域経済を支える中小法人への影響に配慮して、27年度は大法人を中心に改革を行う。賃上げへの配慮措置や中堅企業の負担増の軽減措置、改革を段階的に実施する等の激変緩和措置も講ずる。

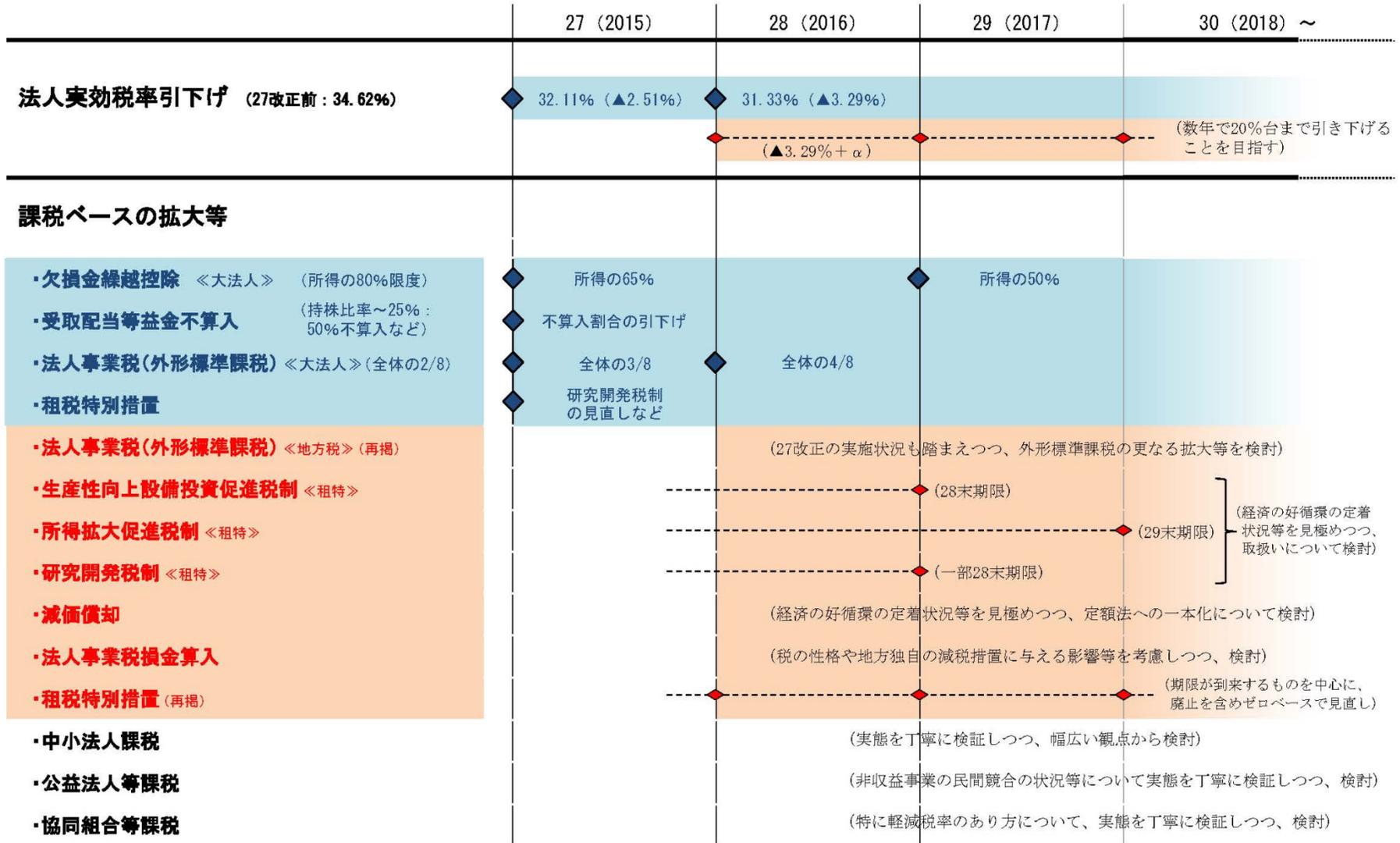
法人税率について



法人実効税率の経過



実効税率引き下げに伴う代替財源



法人事業税の外形標準課税の拡大

○ 地方法人課税における応益課税を強化し、企業が「稼ぐ力」を高めるインセンティブともなるよう、**大法人の法人事業税のうち、外形標準課税**（改正前：全体の2/8）を、**27年度に「全体の3/8」、28年度に「全体の4/8」に拡大**する。（これにあわせて、所得割の税率（改正前：7.2%）を引き下げる。）

- ・ 法人事業税の1/4に導入されている外形標準課税を2年間で1/2に拡大する。

改正前 2/8 → ⑳3/8 → ㉑4/8

- ・ 付加価値割と資本割の比率は、改正前と同様、2:1とする。

付加価値割 改正前 0.48% → ⑳0.72% → ㉑0.96%

資本割 改正前 0.2% → ⑳0.3% → ㉑0.4%

所得割 改正前 7.2% → ⑳6.0% → ㉑4.8% (※) 法人実効税率 ▲1.5%

(*) 施行時期

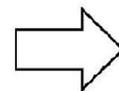
⑳: 27年4月から28年3月までの間に開始する事業年度に適用

㉑: 28年4月以後に開始する事業年度から適用

《改正前》

付加価値割 0.48%	所得割 7.2%
資本割 0.2%	

⑳



27年度

《改正後》

付加価値割 0.72%	所得割 6.0%
資本割 0.3%	

㉑

28年度

付加価値割 0.96%	所得割 4.8%
資本割 0.4%	

㉒

※ 所得割の所得400万円以下、400万円超から800万円以下の税率は、比例的に措置する。

※ 所得割の税率には地方法人特別税を含む。